

療養担当規則に基づく揭示事項 (1/2)

1. 届出医療に関する事項

(1) 入院基本料・特定入院料に関するもの

① 一般病棟入院基本料 急性期一般入院料2	1棟 27床	(一般入院)	第 425 号	R.	6.	10.	1
当院では1日11人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は下記の通りです。							
日勤帯(午前9時30分～午後5時30分):看護職員1人あたりの受け持ち患者数は2人以内です。							
準夜帯(午後5時30分～深夜1時30分):看護職員1人あたりの受け持ち患者数は10人以内です。							
深夜帯(午前1時30分～午前9時30分):看護職員1人あたりの受け持ち患者数は10人以内です。							
② 療養病棟入院基本料 1	1棟 53床	(療養入院)	第 1664 号	R.	6.	6.	1
(看護職員)							在宅復帰機能強化加算
当院では1日14人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は下記の通りです。							
日勤帯(午前9時30分～午後5時30分):看護職員1人あたりの受け持ち患者数は14人以内です。							
準夜帯(午後5時30分～深夜1時30分):看護職員1人あたりの受け持ち患者数は27人以内です。							
深夜帯(午前1時30分～午前9時30分):看護職員1人あたりの受け持ち患者数は27人以内です。							
(看護補助者)							
当院では1日14人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は下記の通りです。							
日勤帯(午前9時30分～午後5時30分):看護職員1人あたりの受け持ち患者数は14人以内です。							
準夜帯(午後5時30分～深夜1時30分):看護職員1人あたりの受け持ち患者数は27人以内です。							
深夜帯(午前1時30分～午前9時30分):看護職員1人あたりの受け持ち患者数は27人以内です。							
③ 地域包括ケア病棟入院料 1	1棟 26床	(地包ケア1)	第 6 号	R.	6.	10.	1
(看護職員)							看護職員配置加算
当院では1日8人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は下記の通りです。							
日勤帯(午前9時30分～午後5時30分):看護職員1人あたりの受け持ち患者数は7人以内です。							
準夜帯(午後5時30分～深夜1時30分):看護職員1人あたりの受け持ち患者数は13人以内です。							
深夜帯(午前1時30分～午前9時30分):看護職員1人あたりの受け持ち患者数は13人以内です。							
(看護補助者)							
当院では1日4人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は下記の通りです。							
日勤帯(午前9時30分～午後5時30分):看護職員1人あたりの受け持ち患者数は13人以内です。							
④ 回復期リハビリテーション病棟入院料 1	1棟 32床	(回1)	第 23 号	R.	6.	10.	1
(看護職員)							
当院では1日7人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は下記の通りです。							
日勤帯(午前9時30分～午後5時30分):看護職員1人あたりの受け持ち患者数は5人以内です。							
準夜帯(午後5時30分～深夜1時30分):看護職員1人あたりの受け持ち患者数は16人以内です。							
深夜帯(午前1時30分～午前9時30分):看護職員1人あたりの受け持ち患者数は16人以内です。							
(看護補助者)							
当院では1日5人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は下記の通りです。							
日勤帯(午前9時30分～午後5時30分):看護職員1人あたりの受け持ち患者数は7人以内です。							
準夜帯(午後5時30分～深夜1時30分):看護職員1人あたりの受け持ち患者数は32人以内です。							
深夜帯(午前1時30分～午前9時30分):看護職員1人あたりの受け持ち患者数は32人以内です。							

(2) その他「届出医療」に関するもの

機能強化加算	(機能強化)	第 371 号	R.	4.	4.	1
診療録管理体制加算 3	(診療録3)	第 117 号	H.	26.	6.	1
療養病棟療養環境加算 1	(療養1)	第 16 号	H.	30.	12.	1
栄養サポートチーム加算	(栄養チ)	第 15 号	H.	24.	4.	1
医療安全対策加算 2	(医療安全2)	第 158 号	R.	6.	4.	1
感染対策向上加算 2 (連携強化加算、サーベイランス強化加算)	(感染対策2)	第 1 号	R.	6.	10.	1
データ提出加算 2・データ提出加算 4 ロ	(データ提)	第 75 号	R.	2.	4.	1
後発医薬品使用体制加算 1	(後発使1)	第 136 号	R.	4.	4.	1
認知症ケア加算 2	(認ケア)	第 100 号	R.	4.	11.	1
糖尿病合併症管理料	(糖管)	第 42 号	R.	1.	6.	1
がん性疼痛緩和指導管理料	(がん疼)	第 117 号	H.	25.	2.	1
がん治療連携指導料 (鹿児島大学病院、鹿児島市医師会病院)	(がん指)	第 167 号	H.	24.	4.	1
別添1の「第14の2」の1の(1)に規定する在宅療養支援病院	(支援病1)	第 16 号	R.	4.	10.	1
在宅時医学総合管理料又は特定施設入居時等医学総合管理料	(在医総管)	第 396 号	H.	20.	4.	1
在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料	(在看)	第 11 号	H.	30.	4.	1
検体検査管理加算(Ⅰ)	(検Ⅰ)	第 98 号	H.	20.	4.	1
検体検査管理加算(Ⅱ)	(検Ⅱ)	第 7 号	H.	20.	4.	1
時間内歩行試験	(歩行)	第 26 号	H.	24.	6.	1
CT撮影及びMRI撮影	(C.M)	第 363 号	H.	24.	6.	1
入退院支援加算1	(入退支)	第 207 号	R.	6.	10.	1
せん妄ハイリスク患者ケア加算	(せん妄ケア)	第 48 号	R.	2.	7.	1